



～ミュージアム(博物館)部門編～

広報2月号で、ライブラリー(図書館)部門について紹介しましたが、今回はミュージアム(博物館)部門についてのQ&Aを紹介します。

Q 現在ある芳賀町民会館や芳賀町郷土資料館は、どのような活動を行っていますか。

A 芳賀町民会館では、町民所蔵の美術展・県美術館借用展示・県博物館借用展示・芳賀町文化協会加入団体の展示会(美術・写真・書道)などを展示室にて、実施しています。芳賀町郷土資料館は、第1展示室(考古・歴史)・第2展示室(生産・農具)・第3展示室(古文書・その他)・第4展示室(くらし)にて、展示を常時実施しています。芳賀町では、学芸員有資格者がいないため、来館者の満足のいく説明ができず、展示のみを実施しています。

Q ミュージアム部門は、どのように変わりますか。

A 町民に開かれた施設とするため、次のことを行います。
① 常設展示
◆ 展示テーマ「開け行く芳賀」
低地を開く、水田稲作を中心として、古代の開発、中世・近世の開発(土豪の活躍・用水の開削)、耕地整理などの模型や写真を通し、学芸員の質の高いわかりやすい説明及び展示を行います。

② 企画展示

◆ 「福田たね関係の作品展示」及び学校教育と共同し、「おじいさんやおばあさんの子どもの頃の暮らし」を基本企画として展示します。
◆ また、町民の要望を配慮し常設展示にないテーマに基づいた展示をします。
◆ 夏の企画展
他館(主として県博・県美)から資料を借用した展示
◆ 秋の企画展
独自の調査に基づいた企画展

※図書館・文書館部門が同一館のため、即時に書物などで調べることができ、実物の理解度を深められます。



参考：茨城県城里町立郷土資料館

Q 「町民の積極的参加を促すために、どのようなことを考えていますか。」
A 前述の普及教育活動などのほかに展示解説ボランティア活動の導入・育成を考えています。

○4月号には、アーカイブ(文書館)部門のQ&Aを掲載します。

質問やご意見などは
町民会館

【028(67)0009】

厚生年金保険の育児期間中の配慮措置が拡充

① 育児休業期間中の健康保険・厚生年金保険の保険料免除制度が、子どもが満3歳になるまで延長されます。

1年で職場復帰しようと思ったけどもう少し育児休暇とれるわね



② 育児しながら勤務する方が、3歳未満の子どもを養育するため、勤務時間の短縮などによって標準報酬月額が低下した場合、子が生まれる前の標準報酬月額のままであったとみなし(保険料は増えません)、将来の年金受取額が低下しません。

保険料免除の所得基準の緩和

単身世帯の所得が57万円以内の場合、国民年金保険料が全額免除されます。また、57.1万円～118万円までは半額免除されます。

第3号被保険者特例の実施

第3号被保険者(厚生年金などに加入する方の被扶養配偶者)の届出が遅れたときには、2年前までしかさかのぼれませんでした。特例の届出を出せば2年以上前の期間も第3号被保険者として取り扱われ、将来その分の年金も受け取ることができます。

届出が遅れてしまったのですが第3号被保険者として認められるのですね。



年金制度改革

これを知らなきゃ損をする

8つのポイント

特別障害給付金制度導入

平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生、または、昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金保険などに加入していた方の配偶者で、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1、2級相当の障害者に給付金が支払われます。

●受付/4月1日から住民課窓口で請求手続きを行なってください。

あの当時保険料を納めていなかったけど障害給付金がもらえるの?



若年者納付猶予制度導入

国民年金で、20歳代の方で、ご自身の所得(配偶者を含む)が一定額以下の場合、申請により保険料納付が猶予されます。これまでは一定額以上の世帯主と同居している場合には、保険料免除の対象となりませんでした。

収入のない若年者は免除されるんだね



平成17年4月から平成18年3月までの国民年金保険料が月額13,580円に

毎年280円ずつ平成29年まで引き上げられる予定です。

月額280円UPの13,850円
1年間で3,360円
保険料がUP



前納割引を利用しちゃおう

国民年金保険料の口座振替割引制度の拡充

保険料一括前納の場合、2,890円の割引。口座振替による一括前納なら3,420円の割引になります。

60歳代前半の在職老齢年金制度の見直し

老齢厚生年金を受給している60歳代前半の方が、就労して厚生年金保険の被保険者となった場合は、年金額が一律に2割支給停止となり、さらに年金額と賃金の額に応じて支給停止となっていました。一律2割支給停止は廃止され、年金額と賃金の額に応じた支給停止のみとなります。

これらの変更には、窓口での申請が必要になりますので、詳細はお問い合わせください。

社会保険事務所 【028(683)3216】

住民課国保年金係 【028(677)6038】

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>